

はじめに

少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化や住民の生活スタイルの多様化など、今、地域社会は大きな変化を迎えており、住民生活に最も身近な基礎的自治体である市町村にはこうした社会環境の変化に的確に対応し、地域の将来展望を拓くことが求められています。

このため、市町村行財政研究調査会では、平成12年度の研究調査報告書において、市町村の合併や事務の共同化など行政体制の整備・充実のあり方について検討を行ったところではありますが、それと同時に市町村の広域化によって、行政と住民との距離が遠くなるのが懸念される場合もあるため、広域化する市町村においても住民の意思が的確に反映され、住民の身近な課題は身近な地域で解決できるような制度や仕組みを検討する必要があるとの指摘を行いました。

平成13年度は、こうした指摘を踏まえて、市町村が広域化した場合における住民自治のあり方についての検討を深めるため、市町村行財政研究調査会に大学研究者や府内各地域の市町村職員と京都府職員で構成するワーキング組織を設置し、自治会・町内会等の地縁的な住民自治組織の現状やその活動状況を調査するとともに、それらの抱えている課題を分析し、今後の自治活動の発展の方向性について検討を行いました。そこでは、これまでの自治会・町内会等の活動の実績や成果を踏まえ、これをさらに発展させるため、基礎的自治体である市町村よりも狭域の範囲で公共的な活動を行う自主的な組織として、「地域自主組織」を想定し、その活動を通じて住民自治の充実を図っていくことを提言しました。

さらに、平成14年度は、ワーキング組織を改組して、「地域自主組織」を設置する場合の組織や構成をはじめ、住民の意見を行政に反映させるための具体的な仕組みや市町村が地域自主組織に対して地域に身近な事務を委託する場合の留意点等について、市町村の支所や地域審議会との関係も視野に入れながら検討を行いました。検討の内容は、現行の法制度の下で導入することが可能な現実的な仕組みを提示するだけでなく、法改正も視野に入れた新たな制度の提言にも踏み込んだものとなっており、2月に論点の整理として公表した中間報告にさらに検討を加えるとともに、この最終報告では市町村が制度を導入する際の条例のひな型なども示しております。

現在、府内各地域で市町村合併の議論が行われておりますが、合併後の広域化した市町村において、新たな住民自治の仕組みを導入することについて検討される際に、本報告書の検討内容が参考になれば幸甚です。もとよりこの研究報告書は合併を選択した市町村のみならず、全ての市町村に対して、住民自治をより充実させるための仕組みについて提案を行うことを目的としたものであり、その内容も全ての市町村において導入することができる仕組みを念頭においたものとなっております。本報告書が契機となり、住民自治の充実に向けた取組みが京都府内の各市町村に広がることを願っております。

平成15年9月

市町村行財政研究調査会ワーキング